

茨城県南常磐線輸送力増強期成同盟会規約

(目 的)

第1条 本会は、茨城県南地域の発展に重要な役割をもつ常磐線の整備促進を図ることを目的とする。

(名 称)

第2条 本会は、茨城県南常磐線輸送力増強期成同盟会（以下「同盟会」という。）という。

(事 業)

第3条 同盟会は、第1条の目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 常磐線快速電車延伸の実現
- (2) 常磐線の東京駅乗り入れの促進
- (3) 常磐線輸送体制の改善
- (4) 新駅の設置及び駅橋上化の促進
- (5) その他目的達成に必要な事項

(構 成)

第4条 同盟会は、次の沿線市町村の長及び議長をもって構成する。

土浦市，石岡市，龍ヶ崎市，取手市，牛久市，かすみがうら市，阿見町

(役 員)

第5条 同盟会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 4名
- (3) 監 事 2名

2 会長及び副会長並びに監事は、総会において委員の互選により選出する。

(役員任期)

第6条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第7条 会長は、同盟会を代表して会務を総理し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 監事は、会計を監査する。

(顧問・参与)

第8条 この会に顧問及び参与を置くことができる。

(総 会)

第9条 同盟会の総会は、会長が招集し、事業計画、予算、決算その他会長が必要と認めた事項を審議する。

(幹 事)

第10条 同盟会に幹事会を置く。

2 幹事会は、会長が委嘱する沿線市町村の関係部課長をもって構成する。

3 幹事会は、会長が招集し、同盟会の円滑な運営を図るとともに専門的事項の調査研究を行う。

(事務局)

第11条 事務局は、会長所在地の市町村に置き、同盟会の庶務を所掌する。

(経 費)

第12条 同盟会の運営に必要な経費は、別途定める。

(会計年度)

第13条 同盟会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

(雑 則)

第14条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

付 則

- 1 この規約は、平成4年9月2日から施行する。
- 2 同盟会が設立された最初の年度における会計年度については、第13条の規定にかかわらず同盟会設立の日から翌年度の3月31日までとする。

付 則

- 1 この規約は、平成5年6月1日から施行する。

付 則

- 1 この規約は、平成11年6月24日から施行する。

付 則

- 1 この規約は、平成14年11月1日から施行する。

付 則

- 1 この規約は、平成17年3月28日から施行する。

付 則

- 1 この規約は、平成27年6月23日から施行する。